

海外文献紹介

各 国 年 金 給 付 水 準

表 平均的製造業務労働者の公的年金の対賃金比

I

異なる国における年金水準の比較は、それぞれの年金制度や仕組が違っているだけに、決して容易ではない。比較の方法としては、マクロの数値を用いておおまかな比較を行う方法といいくつかの具体的な事例を想定し年金額を計算して比較する方法と考えられる。一般に多く用いられるのは前者であって、後者の例は少ない。その意味では、ここに紹介する調査とその結果は、年金水準の比較の際の貴重な手掛りを提供するものである。

調査の方法は、平均的な製造業労働者を想定し、その者が毎年平均的な賃金を維持し続けたと仮定し、年金受給年齢に達した際に受けるであろう年金額を計算し、その額が前年の平均賃金の何パーセントにあたるかを計算するというものである。調査の対象は、比較的統計資料の得られやすい先進12カ国で、1965年から1975年までの11年の推移が調査されている。その結果は表の通りである。

II

これら12カ国のうち、定額給付の方式を今も堅持しているのはオランダのみで、オランダの定額年金は比較的高い水準を維持している。カナダ、ノールウェイ、スウェーデンなどでは、以前はオランダのように定額年金制度しか持っていたなかったが、オランダほどの年金水準を維持することができず、1960年代に入って所得比例の年金制度を追加している。オランダの年金制度を定額給付

(単位: %)

国	就業年数	单身者						夫婦					
		'65	'69	'72	'73	'74	'75	'65	'69	'72	'73	'74	'75
オーストリア	40	67	65	63	62	61	54	67	65	63	62	61	54
カナダ	40	21	22	27	30	31	39	42	39	42	46	48	57
デンマーク	40	35	29	30	30	30	29	51	42	44	44	43	43
フランス	37.5	49	42	44	47	44	46	65	56	60	62	60	65
西ドイツ	40	48	56	49	49	49	50	48	56	49	49	49	50
イタリー	40	60	67	65	67	64	67	60	67	65	67	64	67
オランダ	50	35	36	35	38	37	38	50	51	50	53	53	54
ノールウェイ	40	25	34	37	39	40	41	38	49	51	53	54	55
スウェーデン	30	31	39	45	45	50	59	44	52	58	57	62	76
スイス	1948年以降	28	26	31	39	35	36	45	42	46	58	53	53
イギリス	1961年以降	23	21	22	22	22	26	36	33	34	33	33	39
アメリカ	1951年以降	29	29	34	38	36	38	44	44	50	57	54	57

方式と呼べば、これらの国の年金制度は二段階給付方式と呼ぶことができるであろう。新設された比例年金制度の成熟期間は国により異なるが、年を追うごとに比例年金の額が上昇するのは共通しており、表で見るようこれからの国々の公的年金の対賃金比は一様に上昇している。その他の国ほとんどは所得比例年金のみを採用している。

このような給付方式の違いは、異なる所得階層間の給付水準の変化にも影響

を与えるであろう。例えば厳格に所得比例の算定方式が採用されている場合には、この表で示された年金の対賃金比はすべての所得階層にあてはまるであろう。他方オランダのように定額の年金を支給している国では、高所得者にとっての年金の対賃金比は当然この表の数字より低くなり、平均以下の所得の労働者の場合はその逆となるであろう。同様の傾向は、オランダほどではなくても、二段階給付方式を採用している国々や、所得水準によって給付率の異なるアメリカなどにも認められるに違いない。

この表の平均的な年金水準の意味をより良く理解するためには、この数値が各国でどのように導き出されたかを知ることが大切であろう。以下簡単に各国の年金算定方式にふれておきたい。

オーストリア

年金の算定には本人の最近の5年間の平均賃金額が用いられる。その際過去の賃金は全国的な平均賃金の推移によって再評価されている。また給付率は拠出期間に応じて、本人の平均賃金の30%から79.5%の範囲で変化する仕組となっている。家族に対する加給金制度はなく、単身者・夫婦とも同率となっている。1974年から1975年にかけての低下は、その間に大幅な賃金上昇（約30%にのぼる）が起ったためで、表のように前年の平均賃金との比で示した年金水準は、本人の過去5年間の平均賃金に対する年金の給付率72.0%を大きく下回る結果となっている。

カナダ

全国民を対象とする定額の年金に加えて、拠出にもとづく比例年金が支給されている。比例年金は1976年に成熟し、それ以降は本人の平均賃金の25%が支給されるが、この調査の対象となっている期間では給付率はそれより低く、その率は1966年に制度が発足して以来毎年段階的に引き上げられている。

他の国に比べ、この国の年金水準の伸びが特に顕著である理由は、上に述べ

た比例年金制度の成熟化にともなう給付率の上昇だけでなく、定額年金が着実に上昇したこと、1970年代における賃金の上昇率が比較的おだやかであったことなどである。

デンマーク

定額年金と職域年金との二段階給付方式が採用されているが、スウェーデンなどと異なりこの国の職域年金は所得に比例せず、もっぱら拠出年数のみに応じて支払われる。つまり本人の賃金如何にかかわらず、拠出年数が等しければ年金は同額となる。またこの職域年金の額は低く、公的年金の中心は定額年金である。

西ドイツ

西ドイツの年金は本人の平均賃金ならびに拠出期間に比例する仕組になっている。過去の賃金は全国的な平均賃金によって再評価されるが、その際最新の全国平均賃金が用いられるのでなく、過去3年の平均賃金が用いられている。比較的高水準にあるといわれている西ドイツの年金水準が、この表ではありません高く現われていないのは、一つには1970年代の西ドイツの賃金上昇率が高く維持されたためであろう。また単身者と夫婦との間で給付率に差は設けられていない。

フランス

最も賃金の高かった10年の平均賃金を基礎に、60歳で年金を受給する場合はその25%。以降年金受給年齢が1年延期されるごとに給付率は5%ずつ割増される仕組となっている。過去の賃金は一般賃金水準に応じて再評価されている。

一般のフランスの労働者は65歳で退職するがその場合の給付率は50%である。配偶者がいる場合にはさらにその5割相当分が追加されるが、厳しい上限が付されているために平均的な労働者の場合4割増程度にとどまっている。最近年

金改善措置がとられたにもかかわらず、対平均賃金比で見た年金水準が低下しているのは、やはりこの間賃金が一般的に急激に上昇したためである。

イタリー

最後の5年間のうち最も賃金の高かった3年の平均賃金額を基礎に、拠出年数に比例して給付率が定められている。拠出年数が40年の場合、 $1.85\% \times 40 = 74\%$ すなわち本人の平均賃金の74%が支給されるが、前年の平均賃金との関係で年金額を現わしている表では、これを大きく下回る結果となっている。やはり最近の賃金上昇率が高かったためである。しかしその水準は64～67%を維持し国際的には高位を保っている。

オランダ

表に示された完全年金（定額給付）を受けるためには通常15～64歳までの50年間の拠出を要件としている。

年金額は賃金水準に応じて年に2回スライドされており、そのことからすれば賃金対比の年金水準は比較的安定するはずである。にもかかわらず表の数値が増加しているのは、物価の上昇が賃金の上昇を上回った時期に、年金額が一時的に物価に連動して引き上げられたためである。

ノールウェイ

定額給付制の年金に所得比例制の年金が追加され、スウェーデン同様二段階方式が採用されている。完全年金を受給するためには40年の拠出条件を満たさなければならないが、発足して間もない比例制年金制度には経過措置が設けられ、1987年からでも20年間拠出した者には完全年金が支払われることになっている。

表に示されるように、ノールウェイの対賃金比年金水準は漸次増加してきている。比例年金制度の導入がその理由の一つであるが、同時に注目されなけれ

ばならないのは年金額が賃金水準の上昇以上に引き上げられてきている点である。

スウェーデン

二段階給付方式が採用され、所得比例年金が成熟するのは発足後30年の1990年である。その間経過措置により拠出20年で完全年金が支給されることになっている。表の年金水準の上昇傾向は、この比例制の導入によるものである。また1974～75年にかけての大幅な増加は、この間に定額年金の額が単身者で5.5%，夫婦で約11.0%引き上げられたためである。

スイス

スイスの年金も定額部分と所得比例部分とからなっている。1975年に例を取ると、定額部分は月400スイスフラン、比例部分は本人の年平均賃金の1.67%である。両年金部分とも1972年から73年にかけて大幅な改正がなされ、その効果は表にも現われている。

イギリス

1975年までは定額部分と所得比例部分とからなっていた。1975年からはこれが定額給付一本に改められた。これを契機に定額年金の額が、それまでの両部分の合計額以上に引き上げられ表のような結果を生んでいる。

Leif Haanes-Olsen, Earnings-Replacement Rate of Old-Age Benefits, 1965-75, Selected Countries, Social Security Bulletin, Jan. 1978, Vol. 41, No.1, pp. 3-14.

（一圓光弥 国立公衆衛生院）